



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*32 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) ..... 1
- \*33 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港課) ..... 2

○ 告示

- 619 徴税吏員証票の無効 (税務課) ..... 2
- 620 オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課) ..... 2
- 621 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) ..... 5
- 622 " ( " ) ..... 5
- 623 " ( " ) ..... 6
- 624 " ( " ) ..... 7
- 625 " ( " ) ..... 8
- 626 方地区土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 9
- 627 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) ..... 10
- 628 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 10
- 629 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 10
- 630 和歌山県収納員証の無効 (会計課) ..... 10

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課) ..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第32号

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則(平成19年和歌山県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、同条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第3号中「第48条第6号」を「第48条第1項第6号」に改める。

第13条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、同条第2号中「照明」を「照明器具」に、「主電源」を「主光源」に改める。

別記第1号様式備考2中「かい書」を「楷書」に改める。

別記第2号様式備考2中「かい書」を「楷書」に改め、同様式備考7中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)様式第9の指定-第1表から指定-第9表まで」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第17条に規定する報告書の写し」に改める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第33号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

勝浦港	勝浦小型船舶係留施設	那智勝浦町湯川地先	を
-----	------------	-----------	---

浦神港	浦神小型船舶係留施設	那智勝浦町浦神地先	に改める。
勝浦港	勝浦小型船舶係留施設	那智勝浦町湯川地先	

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第619号

次の徴税吏員証票は、紛失日以降これを無効としたので、和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）第4条第4項の規定により公告する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

証 票 名	番 号	氏 名	紛失年月日
徴税吏員証票	2519	白岩司王	平成27年3月31日

和歌山県告示第620号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成34年6月30日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に都道府県、政令指定都市又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(3) 3の(1)のセに掲げる資格審査調書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

(4) 3の(1)のソからツまでの資格を取得している者であること。

(5) 4に掲げる資格審査及び入札説明会に参加した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等含む。）全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 和歌山県が示す仕様書に対する資格審査調書

ソ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

タ 国際規格ISO14001（環境マネジメントシステム（EMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

チ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証等の写し

ツ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し

テ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」及び「（大分類）1リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) (1) のアからオまで、サ、シ及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年5月26日（火）から同年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年6月17日（水）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査及び入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- (2) 日時  
平成27年6月9日（火）午後1時30分から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成27年6月9日（火）から同月24日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。  
なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成27年6月24日（水）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。
- 6 資格審査申請書類の配布場所  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2404  
ファクシミリ番号 073-428-1136
- 7 資格審査申請書類に使用する言語  
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年7月17日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年7月22日（水）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第621号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
プライスカット神前店  
和歌山県和歌山市神前字千本508番2外6筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
(変更前)ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之  
(変更後)DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
- 4 変更年月日  
平成27年3月1日
- 5 変更した理由  
DCMグループ企業のブランドイメージ強化のため
- 6 届出年月日  
平成27年5月13日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年5月26日から同年9月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第622号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オー・ストリート和歌山北バイパス店  
和歌山県和歌山市平井154
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之  
(変更後) DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
- 4 変更年月日  
平成27年3月1日
- 5 変更した理由  
DCMグループ企業のブランドイメージ強化のため
- 6 届出年月日  
平成27年5月13日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年5月26日から同年9月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第623号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オー・ストリート紀の川井飯店  
和歌山県紀の川市下井阪597番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

(変更後) DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

4 変更年月日

平成27年3月1日

5 変更した理由

DCMグループ企業のブランドイメージ強化のため

6 届出年月日

平成27年5月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年5月26日から同年9月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第624号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ海南店

和歌山県海南市幡川上九条76番地の1外12筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ホームセンターダイキ海南店

(変更後) DCMダイキ海南店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

(変更後) DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

- 4 変更年月日  
平成27年3月1日
- 5 変更した理由  
DCMグループ企業のブランドイメージ強化のため
- 6 届出年月日  
平成27年5月13日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）  
海南市まちづくり部産業振興課（海南市日方1525番地6）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年5月26日から同年9月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第625号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
DCMダイキ新宮店  
和歌山県新宮市下田二丁目4308-4外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ホームセンターダイキ新宮店  
(変更後) DCMダイキ新宮店  
(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
(変更前) ダイキ株式会社 代表取締役 小島正之  
(変更後) DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之
- 4 変更年月日  
平成27年3月1日
- 5 変更した理由  
DCMグループ企業のブランドイメージ強化のため
- 6 届出年月日  
平成27年5月13日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

新宮市商工観光課(新宮市春日1番1号)

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年5月26日から同年9月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第626号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 退任した役員(平成27年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	大谷文章	海南市下津町丸田354番地1
理事	田中基晴	海南市下津町方410番地
理事	宮本善史	海南市下津町方997番地
理事	大谷明弘	海南市下津町方1474番地
理事	向山忠男	海南市下津町方1578番地
理事	北東伸之	海南市下津町方826番地
理事	小西賢治	海南市下津町上103番地
理事	榎本友紀	海南市下津町大崎1376番地
理事	木下一樹	海南市下津町方431番地1
理事	鯨正幸	海南市下津町方437番地
理事	硯久幸	海南市下津町方455番地5
監事	戎功	海南市下津町方1794番地2
監事	楠戸洋	海南市下津町下津206番地

## 2 就任した役員(平成27年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	中西迪雄	海南市下津町上1000番地
理事	鈴木貴富	海南市下津町方259番地2
理事	北村善照	海南市下津町大崎1375番地
理事	梶本久博	海南市下津町方866番地
理事	鯨洋人	海南市下津町方473番地
理事	宮本康二	海南市下津町方1475番地2
理事	向山幸志	海南市下津町大崎1456番地
理事	種治昭宏	海南市下津町小畑1166番地
理事	北東信	海南市下津町方830番地
理事	西岡良起	海南市下津町下津95番地
理事	大谷昇	海南市下津町方1154番地
理事	前田源作	海南市下津町方421番地
監事	田中良幸	海南市下津町方411番地
監事	北東憲治	海南市下津町方348番地

**和歌山県告示第627号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上芳養字輪玉5213の3、5213の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第628号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第629号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町大古字太間前494番2地先から同町大古字下モ瀬田479番4地先まで

供用開始の期日 平成27年5月26日

**和歌山県告示第630号**

次の和歌山県収納員証は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

収納員証番号 税外No. 3003

## 公 告

## 入 札 公 告

オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成27年度から平成34年度まで

## (2) 調達業務の名称

オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借

## (3) 調達業務の内容

入札説明書による。

## (4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 業務の期間

契約締結日から平成34年6月30日（木）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成27年和歌山県告示第620号に規定するオープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (2) 期間

平成27年5月26日（火）から同年6月24日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の（1）に同じ。

## イ 期間

3の（2）に同じ。

## (2) (1)により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年6月17日（水）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 資格審査及び入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成27年6月9日（火）午後1時30分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成27年7月28日（火）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年7月27日（月）午後4時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることがで

きるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

#### 15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of personnel affairs salary system  
pro-opening and the lease of equipment

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 28 July 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 27 July 2015)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2404

FAX 073-428-1136